

8月 NEWS

① 税制情報

今回は消費税率が引き上げ後の対応についてご紹介をさせていただきます。

本年10月1日以後、国内において事業者が行う課税売上及び課税仕入れに対して新税率が適用されます。

これは厳密に言えば10月1日の午前零時になった瞬間から新税率が適用されるといえるでしょう。しかし、24時間営業のコンビニや鉄道、タクシー、インターネット取引等で9月30日から10月1日早朝にかけての取引が行われる場合は、新税率の適用時期は以下のように取り扱われます。

例えば、9月30日から10月1日明朝5時までは9月30日の売上として計上しているタクシー会社において、新税率が10月1日午前零時から適用されれば、9月30日の売上に新税率と旧税率が混在することになります。この場合、直接通達などでは明示されていませんが、明朝5時売上締め時刻までは旧税率を適用するようです。

課税売上等の計上時期に関する取扱いは会社で設けた合理的な基準で継続的に処理していることが前提となります。社内ルールを確認して適切な処理を行うことが必要です。

② 8月の主な税務

8月の申告や提出の主なものは以下の通りですのでご確認ください。

提出期限等	内容
8月12日	7月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
9月2日	6月決算法人の確定申告
	3月、6月、9月、12月の決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告
	法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告
	12月決算法人の中間申告の半期分
	消費税の年税額が400万超の9月・12月・3月決算法人の3ヶ月ごとの中間申告
	消費税の年税額が4,800万超の5・6月決算法人を除く法人・個人事業者の1ヶ月ごとの中間申告

③ スタッフの一言

7月下旬に梅雨が明け厳しい暑さが続いておりますが、いかがお過ごしでしょうか。
猛暑だった昨年に比べれば最近は比較的過ごしやすく感じますが、それでも日傘が手放せません。

体調管理に気を付けつつ、日々の業務に邁進してまいります。

野崎